

令和3年2月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(令和3年度当初予算等関係)

## 監査委員事務局

\*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額  
「前年度」の欄は今年度の当初予算額  
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

\*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

## 令和3年2月定例会 議案説明資料目次

監査委員事務局

【予算関係】  
(一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第1号	令和3年度鳥取県一般会計予算		
	1	当初予算説明資料	(総括表) 監査委員事務局 3
	2	歳入歳出事項別明細書	6
	3	節の明細	7

【予算関係以外】  
(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第42号	鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例	監査委員事務局	8

議案説明資料総括表

監査委員事務局（単位：千円）

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 監査委員事務局	111,155	119,380	△8,225			7	111,148	
計	111,155	119,380	△8,225			7	111,148	
<p>説明</p> <p>監査委員が行う監査等の実施及び監査委員事務局の運営に要する経費である。</p>								

令和3年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

9項 監査委員費

監査委員事務局（内線：7548）

1目 委員費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
委員費 (職員人件費)	10,702	10,768	△66				10,702	
事業内容の説明 常勤監査委員の人件費である。								
委員費	7,913	7,913					7,913	
トータルコスト	15,834千円(前年度15,783千円)[常勤委員:1.0人 非常勤委員:3.0人]							
主な業務内容	定期監査、財政的援助団体等監査、決算審査、例月現金出納検査							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的</b>            県の財務事務や一般行政事務について、地方自治法、地方公営企業法等関係法令の規定に基づいて監査委員が監査等を行うことにより、公正で合理的かつ効率的な執行等の確保を図る。</p> <p><b>2 事業の概要</b>            監査委員（非常勤）3名の人件費及び定期監査等に要する経費である。</p> <p><b>3 事業目標</b>            行政が公正かつ適正で経済性・効率性等を確保しているかどうか、県の行財政全般について監視と点検を行い、「県の行財政運営の質の向上」に資する。</p>								

2款 総務費

9項 監査委員費

監査委員事務局（内線：7548）

2目 事務局費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
事務局費 (職員人件費)	88,801	96,539	△7,738			7	88,794	
事業内容の説明 事務局職員13名（正職員12名、会計年度任用職員1名）の人件費である。								
事務局運営費	3,739	4,160	△421				3,739	
トータルコスト	101,623千円(前年度109,258千円)[正職員:12.0人 会計年度任用職員:1.0人]							
主な業務内容	監査委員の行う監査等の事務の補助							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明 <b>1 事業の目的</b> 監査委員の行う定期監査等について、監査委員事務局が事務を補助することにより、監査機能の充実を図る。  <b>2 事業の概要</b> 定期監査等の事務に要する経費である。  <b>3 事業目標</b> 行政が公正かつ適正で経済性・効率性等を確保しているかどうか、県の行財政全般について監視と点検を行い、「県の行財政運営の質の向上」に資する。								

令和3年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（監査委員事務局）

（単位：千円）

節 款 項 目	2款 総務費					監査委員 事務局 合 計
	うち監査委員事務局					
	9項 監査委員費	1目	2目			
委員費		事務局費				
1 報 酬	600,032	8,622	8,622	6,588	2,034	8,622
2 給 料	3,150,584	52,536	52,536	6,624	45,912	52,536
3 職員手当等	4,702,501	27,366	27,366	2,174	25,192	27,366
4 共 済 費	1,137,113	17,495	17,495	1,904	15,591	17,495
5 災 害 補 償 費	500					
6 恩給及び退職年金	5,424					
7 報 償 費	250,349					
8 旅 費	231,504	2,410	2,410	1,055	1,355	2,410
費用弁償	37,852	977	977	905	72	977
普通旅費	151,560	1,432	1,432	150	1,282	1,432
特別旅費	42,092	1	1		1	1
9 交 際 費	2,900	50	50	50		50
10 需 用 費	563,150	1,125	1,125		1,125	1,125
11 役 務 費	570,028	445	445	95	350	445
12 委 託 料	5,472,480	55	55		55	55
13 使用料及び賃借料	1,144,873	700	700		700	700
14 工 事 請 負 費	2,744,511					
15 原 材 料 費	565					
16 公有財産購入費						
17 備 品 購 入 費	93,574					
18 負担金、補助及び交付金	10,756,556	351	351	125	226	351
19 扶 助 費						
20 貸 付 金						
21 補償、補填及び賠償金	1,800					
22 償還金、利子及び割引料	170,200					
23 投資及び出資金						
24 積 立 金	35,528					
25 寄 付 金						
26 公 課 費	225					
27 繰 出 金						
予 備 費						
計	31,634,397	111,155	111,155	18,615	92,540	111,155
財 源 内 訳	国庫支出金	4,953,449				
	地方債	2,817,000				
	その他	1,523,310	7	7		7
	一般財源	22,340,638	111,148	111,148	18,615	92,533

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2款 総務費		
9項 監査委員費		
1目 委員費		
報 酬	委 員	3人
給 料	常勤委員	1人
負担金、補助 及び交付金	全都道府県監査委員協議会連合会負担金	80
	中国五県監査委員協議会負担金	45
2目 事務局費		
報 酬	会計年度任用職員（一般事務）	1人
給 料	一般職員	12人
負担金、補助 及び交付金	監査業務講習会等負担金	226

条 例 名 等	鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b> 地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p><b>2 概要</b> 知事は、財務に関する事務等の適切な管理及び執行を確保するための方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を、翌年度9月10日までに監査委員に提出し、その審査に付さなければならないこととする。</p> <p><b>3 施行期日</b> 施行期日は、公布の日とする。</p> <p>[参考] ○地方自治法の一部改正概要（H29. 6 改正、R2. 4 施行） ①都道府県知事は、財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならない。 ②知事は、毎会計年度、①の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書（業務適正化評価報告書）を作成し、監査委員の審査意見を付し、議会に提出しなければならない。</p>

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取県監査委員条例（昭和23年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(<u>報告書等の提出期限</u>)</p> <p>第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる<u>報告書等</u>を、それぞれ同表の右欄に定める期日までに委員に提出し、その審査に付さなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 2px solid black; padding: 5px;">法第150条第5項の規定による報告書</td> <td style="padding: 5px;">翌年度9月10日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(審査の期間)</p> <p>第9条 委員は、前条の表の左欄に掲げる<u>報告書等</u>が審査に付されたときは、当該審査に付された日から60日以内にその意見を付けて知事に送付しなければならない。</p>	法第150条第5項の規定による報告書	翌年度9月10日	法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の書類		略		略		<p>(<u>決算及び書類等の提出期限</u>)</p> <p>第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる<u>決算及び書類等</u>を、それぞれ同表の右欄に定める期日までに委員に提出し、その審査に付さなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の書類</td> <td style="padding: 5px;">翌年度9月10日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(審査の期間)</p> <p>第9条 委員は、前条の表の左欄に掲げる<u>決算及び書類等</u>が審査に付されたときは、当該審査に付された日から60日以内にその意見を付けて知事に送付しなければならない。</p>	法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の書類	翌年度9月10日	略		略	
法第150条第5項の規定による報告書	翌年度9月10日														
法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の書類															
略															
略															
法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の書類	翌年度9月10日														
略															
略															

附 則

この条例は、公布の日から施行する。